

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成28年11月22日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

11月22日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）相澤利朗，小笠原至，小原善孝，加藤匡倫，國分隆文，三瓶一俊，
竹田光広，仲真紀子，福地幸雄，宮崎徹哉，村山英彦（※敬称略）

（説明者）油本裕之主任家裁調査官，川初啓太家裁調査官，日角奈子家裁調査官補
舘勇希家裁調査官補，大船美穂家裁調査官補

（裁判所）川目治首席家裁調査官，芦澤俊次席家裁調査官，菊地弘恭家事首席書記官
小田修少年首席書記官，黒畑享三家事・少年次席書記官，阿子島恵事務局
長，小池仁美事務局次長

（庶務）河端英也総務課長，村崎淳一総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア テーマ「家庭裁判所調査官について」の基本説明等

イ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成29年5月30日（火）午後1時30分

イ テーマ 「成年後見制度について」

概 要

●委員 △説明担当者

- 家裁調査官は担当する1件の事件をどれくらいの期間で処理するのか教えてください。
 - △ 少年鑑別所に入所している身柄付きの少年事件については、原則4週間以内に裁判官が処分内容を決定することになりますので、担当期間はその範囲内になります。在宅の少年事件については、事案によって異なりますが、継続して面接をすることがあるので、担当期間は1か月から3か月が多いかと思います。家事事件では、調停事件の係属期間と同じことが多く、半年や1年間ということもありますが、子の調査など迅速性を求められる事件では、一、二か月で調査を終える事件もあります。
- 家事調停委員として家裁調査官と調停事件と一緒に仕事をすることがありますが、親権や監護権が争いとなる調停事件や、離婚調停の中で、面会交流の方法等で双方の意見が対立する調停事件で、家裁調査官が関与することが多いかと思います。一方、家裁調査官が関与することなく、裁判官と家事調停委員で解決する調停事件もあります。そもそも、夫婦間での主張が対立して協議離婚ができないケースが家庭裁判所に持ち込まれますので、当事者双方は感情的になることもあります。調停期日では、家事調停委員が主に双方の主張を整理して合意を目指して調整することになるのですが、この調整が付かない場合に、家裁調査官に関与してもらうことがあります。調停期日では、家事調停委員の当事者に対する説明の不足部分などを家裁調査官がうまくフォローしてくれることがあります。家裁調査官が客観性やその専門性を生かして、冷静かつ丁寧な説明をすることで調停が円滑に進行することもあります。調停期日では、当事者の様々な主張に戸惑うこともあり、そのようなときにも家裁調査官に相談に乗ってもらうことがあります。面会交流事件では、一方の親が突然子どもを連れて家を出て行って連絡が取れない、子どもに会わせてくれない、子どもが会いたくないと言っていると主張するような事案でも、家裁調査官は家庭訪問をして子どもと会い、子どもと信頼関係を作ってから、意向調査をし、調停成立後の継続的で実現性を意識した調査・調整をして調停が成立するという事件も経験しています。調停期日を何度継続しても調整できない事件もありますが、家裁調査官が関与することで調整がうまくいくことが多い印象を持っています。
- 弁護士として、少年事件を担当した経験から言いますと、家裁調査官は、法律専門家とは違う立場からきめ細かい調査を行っていると思います。早い段階から弁護士と家裁調査官とが面接を行い、事件記録には表れない情報や事件の見通しなどを意見交換することがあります。裁判官と付添人や代理人という立場だとなかなか率直な意見交換ができないことが多いのですが、家裁調査官は割と話しやすいという印象があります。

面会交流事件では、DV事案や子を監護している親が面会交流を拒否しているような事案でも試行的面会交流を実施するような画一的な運用がされているのではないかという声を他の代理人弁護士から聴きます。

△ 試行的面会交流の可否については、個々のケースで判断されることとなります。面会交流を禁止制限するような事由があるかを最初に確認して、その事由があれば、面会交流はしないという判断をすることもあります。例えば、DV事案や虐待、連れ去りといったことが主張され、その主張に一定程度根拠があるとか、可能性が高いような事案では、試行的面会交流はしないケースになると思います。一方、禁止制限の事由がない場合には、粘り強く面会交流の働き掛けをしていこうというのが、現在の運用の流れとなります。

● 例えば、親がDVの事実を否認した場合、どのような客観的な証拠から家裁調査官は、面会交流の可否について判断するのでしょうか。

△ 面会交流の可否を判断するに当たっては、当事者双方の主張を聴いたうえで、子どもとの面接を行うことがあります。両親がいない場面で、子どもから父親のイメージ、母親のイメージを把握します。例えば、非監護親に対するイメージが良好であれば、過去のDVの有無は別にして、面会交流をしていくという運用はあり得ます。ただ、実際には、両親が顔を合わせるとDVの危険性が高まりますので、事案によっては面会交流をサポートしている民間の第三者機関を使って面会交流を行うこともあります。

● ここ10年間、全国の家裁裁判所の家裁調査官の研修の手伝いをさせていただいた経験からお話しします。研修の企画を立てる段階から家裁調査官と打合せをするのですが、子の認知発達、感情情動の発達や私が専門としている事実確認の司法面接法などについての話をしてほしいというように多くの要望が出されたり、研修中も非常に熱心に話を聴いてくれます。

私から見た家裁調査官は、面接が非常に上手だと思います。意向調査、臨床的な寄り添う面接、事実確認する調査などそれぞれの調査技法の特徴や方法もある中で、それらの場面に応じて面接技法をうまく取り入れてその能力を発揮していると思います。また、司法面接の特徴の一つであるグラドルールの説明やオープン質問を活用して自発的に話してもらう技法等を家裁調査官の専門性にあわせてうまく面接に取り入れていると思います。

長期間の研究を家裁調査官と一緒にやり、その成果を発表する機会がありました。研究成果は家裁調査官の中では共有されているかと思いますが、外部の研究者には公表されていない印象がありますので、家裁調査官から情報発信し、研究成果を外部と共有するという取組があってもいいかと思います。

研修については、少年鑑別所の職員や児童相談所の職員と一緒に研修するとか、研修員として外部に派遣することで、他職種の考え方や別な側面から子どもや少年を見る良いきっかけになるのではないかと思います。家裁調査官がチームで仕事をすることは素晴らしいと思いますので、こうした取組を他職種にも広げていただけるともっと良いのではないかと思います。

△ かつては、家裁調査官は「一匹オオカミ」的な、職人気質の仕事をする人が多かった

と思いますが、今ではチームで仕事をするという態勢になっています。外部との研究については、家裁の扱っている事件が非公開ということで、体験した事例を外に向けて発信することが難しいということをお聞きください。

● 家裁の非公開性の問題はあるかと思いますが、家裁調査官の考え方などを教えていただければ、研修にも生かせるのではないかと思います。

● 家裁調査官の年齢構成はどうなっているのですか。

△ 年齢構成については、毎年50人前後が採用されていますので、どこかの世代が飛び抜けて多いとか少ないということはありません。

● 家裁調査官は人と会うことが多いことから、座学だけでなく経験から学ぶことが大事ではないかと思いますが。研修が座学中心になるとマニュアルに頼ったものにならないかという心配もあります。ベテラン職員から経験を伝えるという仕組みはあるのでしょうか。

△ 家裁調査官の仕事のうち、座学以外の経験から知識を得る割合は非常に大きいと思います。例えば、OJTの一環として、経験の浅い若手の家裁調査官とベテランの家裁調査官と一緒に面接などの調査を行う共同調査の中で、得られる知識や経験は非常に重要だと思われ、ベテランの経験を若手の家裁調査官に継承することは大事だと思います。

● 中学校の立場では、在学中の生徒の指導という面から、家裁調査官からの照会などには生徒の未来のためにも協力しているところですが、卒業生の在学中の状況についての照会内容にやや困惑しています。例えば、照会書の中で保護者の経済状況や、保護者の考え方という欄がありますが、現在の学校では、これらの事項を調査したり、記録化することはありません。家庭訪問すらしていない学校も多く、家庭環境調べという書類も簡素化して提出してもらっている現状では、卒業生については、担任の教諭が異動していなくなれば、指導要録に記載してある委員会活動などの記録しかお答えできないことに御理解いただきたいと思っております。

△ 家庭裁判所としては、少年や保護者以外の学校の先生など第三者からの意見が貴重であると考えています。学校で把握している情報の範囲で結構ですので、今後とも御協力をお願いします。

● 家裁調査官は専門性が高い職種であり、民間企業とは比較にならない部分があるかと思いますが、家裁調査官の採用試験の受験希望者が減少していることに大変驚きました。民間企業でも、人手不足は深刻な問題で、業務を継続するのも大変になりますので、いろいろな手を尽くして人材を確保しているのが現状です。人手が足りなければスポットで、東京や地方、海外から人を集めることもあります。採用広報活動としては、民間企業でも、採用説明会、個別相談、インターンシップなどのように、裁判所と同じ手法で広報活動をしています。新卒の就業者のうち、3年で離職する人が約3分の1という現状では、いかに離職しないように食い止めるか、非正規職員を正規職員に引き上げるか、

職員の持っているノウハウを生かすなどの取組に力を入れており、採用広報活動よりは職員の定着性を上げるという部分で力を入れています。

- 実現可能かは別にして、家裁調査官を主人公とするTVドラマなどがあれば、世の中の人に家裁調査官という大切な仕事があるということを知ってもらえるのではないかと思います。

△ 親しみを持ってもらうという点から、家裁調査官が主人公となるTVドラマがあっても良いのかと思います。

- 検察官を主人公としたドラマが以前にもありましたが、その時には検察官任官の希望が増えたのは事実で、採用広報という面では非常に良かったと思います。ただ、現在は検察官任官の希望は減少傾向です。そのため、まずは検察官の仕事を知ってもらうという取組をしています。このほかに待遇面での改善として、検察官は全国転勤ですが、ブロック単位で採用してそのブロックに必ず戻れるという配置とする取組などをアピールしています。ただ、任官希望者は増えていないのが現状です。

- 学生を見ていると、家裁調査官になりたいと考えている学生は相当数いると思います。ただ、試験が難しく採用までいかないという学生も多いことから、家裁調査官の採用試験一つにかけるとはしないと思います。裁判官、検察官、弁護士を養成する司法修習生のように、家裁調査官や法務省や市の福祉職などの他省庁と採用試験を一つにまとめ、研修を受けた後に希望職種を選べるような制度も考えられるかと思います。

△ 家裁調査官の試験のほかに、法務省の技官と市役所の福祉職を受験しましたが、家裁調査官は難しく狭き門というイメージを持っていました。そのため、不合格となった時のために、いろいろなところを受験しました。家裁調査官の試験一つに絞るとするのは、受験生の立場からは厳しいと思います。

△ 私は、家裁調査官の試験一つに絞っていましたが、家裁調査官が公務員だからということで受験したわけではありませんが、公務員だからということで受験する人もいるかと思っています。

△ 大学で心理学を勉強した学生にとって、学んだことを生かせるし、力を発揮することができる仕事として、家裁調査官は魅力的だと多くの学生は感じていると聞いています。

△ 法律を学んだ学生でも、少年事件など根拠となる条文を確認しながら調査を進めるという点で、学んだことを家裁調査官の仕事で生かせるのではないかと思います。

- 心理学を専攻している学生にとって、学んだ専門性を生かせる職種が限られていることから家裁調査官は一つの目標といえるかと思っています。家裁調査官になった後も、勉強の機会があったり、留学の機会もあると聞いたことから、修士課程や博士課程の学生も採用試験を受験していると聞きました。

- 新聞記者の採用試験の受験者も減少しているのが現状です。原因としては、朝も夜もないきつい仕事の印象があり、学生からも休暇は取れますかなどと質問されることもあります。こうした問題や不安を解消するために説明会を実施したり、受験会場を増やし

たり，中途採用者を増やすなどの取組を行っているというのが現状です。社会が多様化し，紛争が増える中では家裁調査官は大切な仕事だと思います。多様な人材確保のためにも家裁調査官の仕事の見える化を積極的に進め，仕事のやりがいを知ってもらうことが大事だと思います。裁判所もお役所ですので，積極的な広報活動には抑制的な面もあるかと思いますが，SNSなどのいろいろなツールを使って仕事を知ってもらうことが必要だと思います。そのためにも若い人の声を聞き入れていくことが必要だと思います。

△ 今回いただいた御意見や御感想をもとに家裁調査官の育成や採用試験の広報活動の運用について考えていきたいと思ひます。ありがとうございました。